

地主・経営者のための
情報マガジン

5
May

Agri Times

あぐりタイムズ / 2019 vol.166

配偶者居住権の評価・教育資金等贈与に注目!

税制改正大綱の概要

【資産税・法人税・その他編】



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

テレビCM

サンデーモーニング
とれたてキス
ふらり途中下車の旅
めざましテレビ

ラジオCM

FMヨコハマ
ニッポン放送

CM

絶賛
放送中!

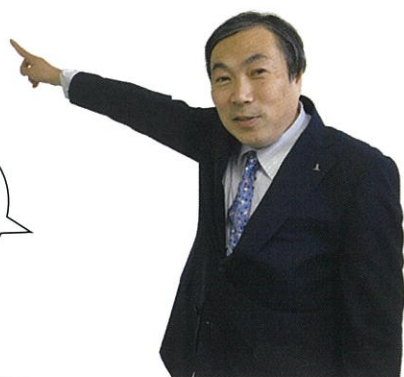
ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



配偶者居住権の評価・教育資金等贈与に注目!

税制改正大綱の概要 【資産税編】

今回は国税OB金子がお伝えします!



1 個人事業者の事業承継税制の創設

事業(例えば農家等)の後継者への承継を、個人事業者についても相続税納税猶予の対象とする制度が創設されます(生前贈与でも適用可能)。ただし、この制度は特定事業用宅地等についての小規模宅地等の特例との選択適用とされていますので、どちらを利用した方が有利になるかを相続人が決めなければなりません。

対象	不動産貸付事業用等のものを除く被相続人の事業用宅地・事業用建物及び営業用自動車・機械等、青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの(「特定事業用資産」) *事業用宅地は面積400㎡、事業用建物は床面積800㎡までの部分が上限。
納税猶予額	特定事業用資産の課税価格の100%

留意点

この特例は10年間の時限措置とされるほか、経営承継円滑化法の認定を受けていること、2019年4月1日から5年以内に都道府県に承継計画を提出することが必要となり、担保の提供が求められます。

適用時期 2019年1月1日から2028年12月31日までの相続等又は贈与について適用。

2 事業用の小規模宅地等の特例の見直し

事業用の小規模宅地等の特例について「相続前3年以内に事業の用に供された宅地等については、原則、特例の対象から除外する」こととする改正が行われます。

適用時期 2019年4月1日以後の相続等について適用。
ただし、同日前から事業供用されている宅地等は特例対象から除外されません。

3 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の見直し

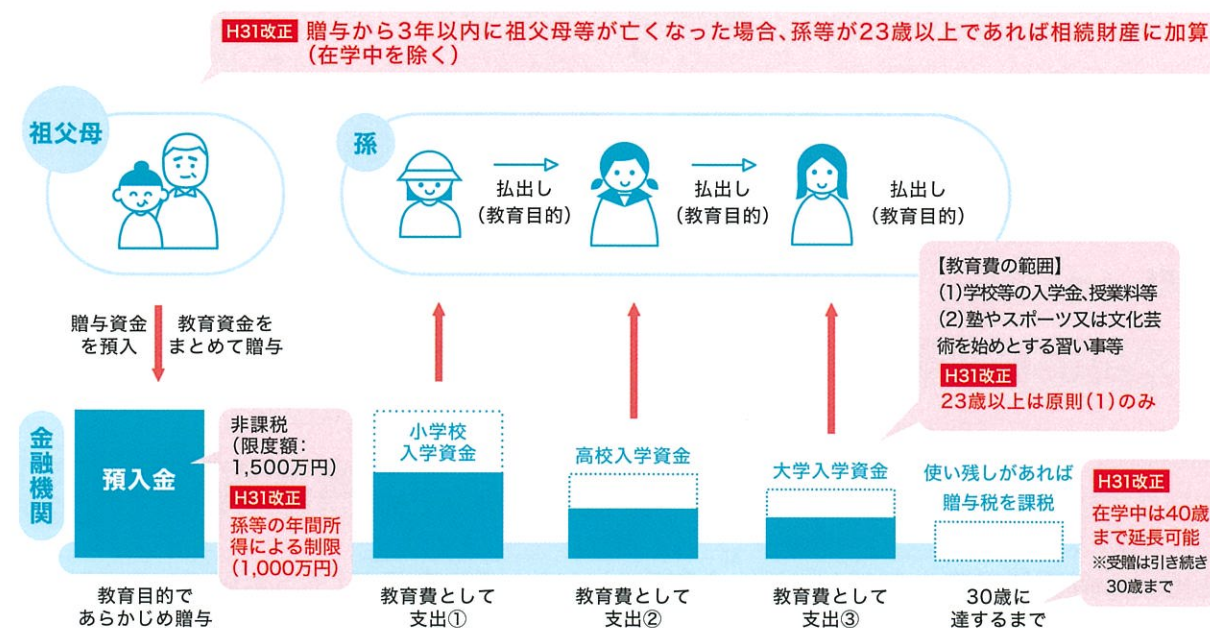
直系尊属から教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、信託等をする前年の合計所得金額が1,000万円超の場合に特例適用対象外とされる受贈者の所得要件が設けられた上で、適用期限が2年延長されました。ただし、教育資金については、下記の措置も講じられました。

教育資金についての措置

- 23歳以上の受贈者の教育資金の範囲について、学校以外の者に支払われる趣味的費用が除外されます(ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は適用になります)。また、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行います。
- 贈与者の死亡時の教育資金の残高について、死亡前3年以内に行われた贈与については、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することになりました。

- 23歳未満である場合
- 学校等に在学している場合
- 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

教育資金の一括贈与非課税制度の流れ



- 適用時期
- 受贈者の所得制限:2019年4月1日以降
 - 教育資金の範囲の見直し :2019年7月1日以降
 - 死亡前3年以内に教育資金非課税措置の適用を受けた場合の取り扱い :2019年4月1日以降

4 民法における成人年齢の引き下げに伴う税制上の措置

2018年には民法の成年年齢について改正が行われ、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。これに伴い、税法で規定する「成年」の年齢が見直されます。

5 民法改正 配偶者居住権の評価

配偶者の住まいや生活資金を保証するための民法(相続関係)の改正に伴い、配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者がその建物に居住することができる権利が創設され、その相続税評価を以下のように計算することとなりました。

配偶者居住権等の評価

1 配偶者居住権(建物)

建物の相続税評価額 - 下記 2

2 建物所有権(1が設定されたもの)

建物の相続税評価額 × $\frac{\text{残存耐用年数}^{*1} - \text{存続年数}^{*2}}{\text{残存耐用年数}}$ × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利原価率

3 配偶者居住権(敷地に対する権利)

土地等の相続税評価額 - 下記 4

4 土地所有権

土地等の相続税評価額 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

※1「残存耐用年数」とは、建物の所得税法上の耐用年数(住宅用)の1.5倍の年数から築年数を控除した年数をいう。

※2「存続年数」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に定める年数をいう。

- ① 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合…配偶者の平均余命年数
- ② ①以外の場合…遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数が上限)

注意: 残存耐用年数又は「残存耐用年数から存続年数を控除した年数」がゼロ以下となる場合には、上記

2の【(残存耐用年数-存続年数)÷残存耐用年数】は、ゼロとする。

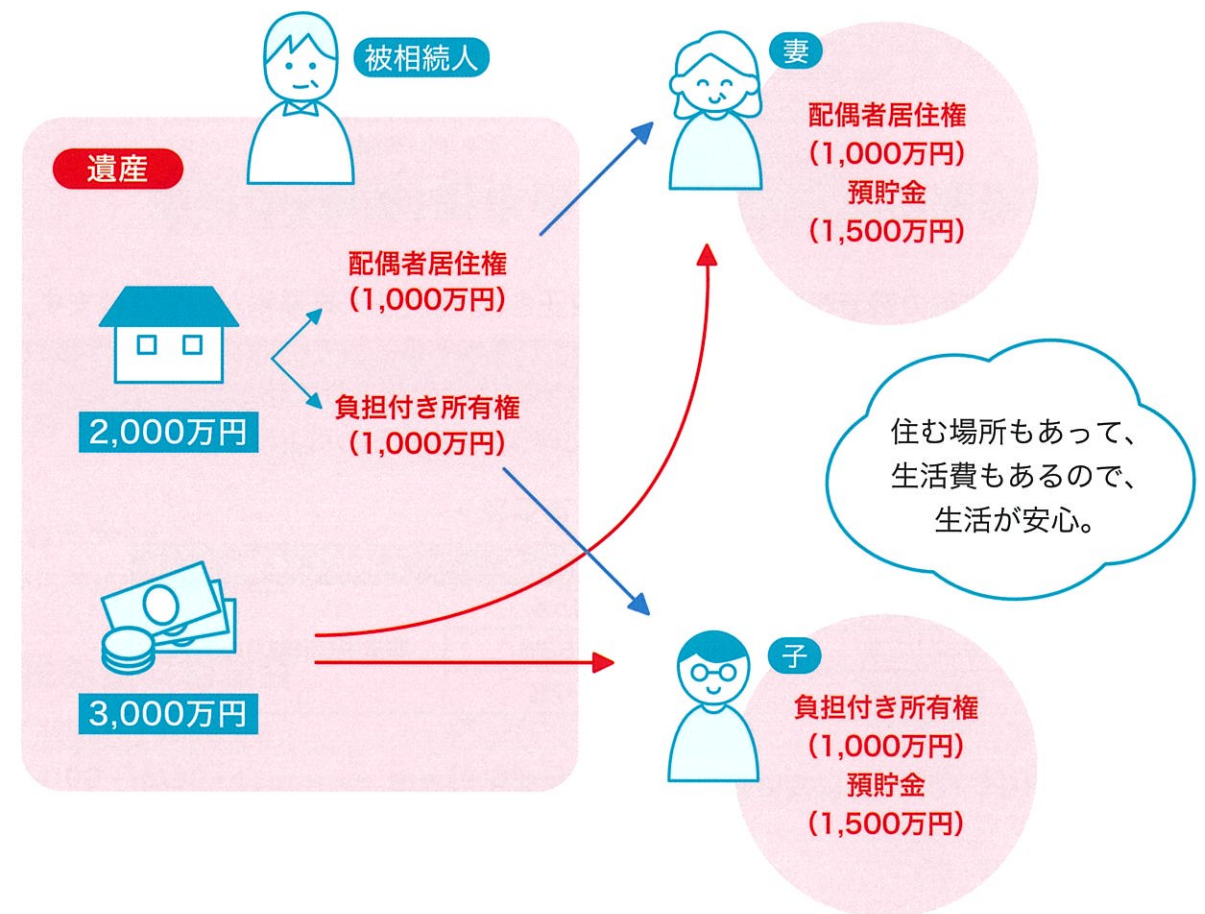
留意点 設定の登記

終身配偶者居住権は登記されることを前提としています。居住建物の価額(固定資産税評価額)に対し1,000分の2の税率により登録免許税が課税されることとなります。

適用時期 配偶者居住権に関する民法の規定の施行日である2020年4月1日以降開始の相続から適用見込み。

改正によるメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産もより多く取得できるようになる。



6 特別寄与料に係る課税

民法改正で創設された「特別寄与料」とは、被相続人に対して無償で療養看護等の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持等に特別の寄与をした被相続人の親族(相続人を除く)が相続人に対して請求できる一定の金銭をいい、確定した金銭は被相続人から遺贈により取得したものとみなされて相続税が課税されます。

適用時期 2019年7月1日以後開始の相続から適用見込み。

【法人税・その他編】

1 中小企業者等の法人税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年間800万円以下の所得金額に対する税率を19%から15%に軽減する。)の適用期限を2年延長します。

	本則税率	特例税率
年800万円超の所得金額	23.2%	-
年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期 2021年3月31日までの間に開始される事業年度について適用。

2 事業税率の改正・特別法人事業税(仮称)の創設

復元*後の法人事業税の標準税率が下記の通り改正され、特別法人事業税が創設されます。この税の全額を都道府県に対し、人口を基準として譲与することで税収再配分が行われます(改正後も納税者の税負担額及び申告・納税手続には変化ありません)。
*復元とは、現行の地方法人特別税を廃止することに伴う法人事業税の引上げを言います。

<資本金1億円以下の普通法人等の法人事業税>

所得金額	事業税率(旧→新)	特別法人事業税率
年400万以下	5%→3.5%	事業税(所得割)の37%
年400万超	7.3%→5.3%	
年800万超	9.6%→7%	

適用時期 2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

3 消費税率の引上げに伴う車体課税の見直し

2019年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、自動車税の税率が恒久的に引き下げられます(軽自動車税の税率は変更なし)。



ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】



1月30日(水)日本経済新聞14面「事業承継税制プロフェッショナル 税理士30選」にランドマーク税理士法人が掲載されています。

【日本経済新聞】



2月8日発行「日本経済新聞」朝刊12面に、コラム「大切な事業を未来へつなぐ」、セミナー・税務無料相談会情報が掲載されています。

4月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

4月 | 平成31年度税制改正

4月16日(火) 町田会場

14:00~15:00 TEL:042-720-4300

税務無料相談会

4月17日(水) 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

4月17日(水) みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

4月18日(木) 丸の内会場

14:00~16:00 TEL:03-6269-9996

4月18日(木) 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

4月18日(木) 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

4月18日(木) 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

4月18日(木) 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

こちらからお申込み受付中!

▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>



冬期インターンシップを開催しました!

2019年2月2日、9日、16日、23日に、
2020年3月大学卒業予定の方向けの
冬期インターンシップを開催しました!

営業職
必見!

ゴルフの 心髄



第8時限 “chip” ～続編～ タッチ&リバース

今回は“chip”の続編で距離にして30ヤードから50ヤード位のスイングを紹介いたします。

このあたりの距離のスイングだと、振り幅が腰の高さ程になり、コック(手首の角度)も多少ついてくるのでボールをヒットさせるのにバラつきが出てきます。

この時一番多い失敗は、クラブを腕だけで上げてボールを持ち上げようとする意識から右肩が下がりボールの手前にクラブが刺さって(ダフって)ほんの数ヤードしか飛ばない。又はそれと真逆で、すくい上げが強すぎてクラブの刃(リーディングエッジ)に当たり飛び過ぎる、のどちらかです。

ゴルフはよくメンタルのスポーツと言われますが、過去多くの失敗例が頭をよぎり、“上手くいくイメージがない”為に腕先でスイングをごまかしてしまうのが原因かと思えます。

ボールの状況(ライ)に左右されることなく、成功例を増やすことが出来れば自然と自信がついてきます。



①②のボールの状況(ライ)であれば、芝の上であり、それほど難しくは感じません。

③はほぼ芝がなく、失敗するのは目に見えています。

①②③ どの状況であっても、かなりの確率で上手くいく方法です。



クラブはSW(サンドウェッジ)グリップを半分の長さに短く握り、ボールはスタンスのセンターにセットし、体の回旋運動でテークバックをします。スタンスの幅は通常の半分です。スタンス幅が狭いので腰の高さあたりまでクラブが上がります。



タッチ!

その位置から同じく回旋運動でクラブを振り下ろします。



リバース

ボールに当たった直後にテークバックで振り上げた位置までクラブを引き戻します。

私はこれをタッチ&リバースと名付けています。

ボールにタッチ(ヒット)した後リバース(戻す)ことで手元が支点になり、ほんの一瞬ブレーキがかかり、クラブの先端が先行することでボールを“さらっていく”イメージが出てきます。ボールは高く上がり、スピンも効いて止まります。(バンカーショット等にも応用出来ます!それはまた後号で)

素振りタッチ&リバースを2~3回繰り返し、ボールを打ってみてください!



戸塚カントリー倶楽部所属

落合 祐(おちあい ゆう)

昭和42年4月21日生まれ51歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 ティーチングプロA級